

案

令和3年度（2021年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務委託契約書

委託者 熊本県（以下「甲」という。）と受託者 株式会社麻生交通（以下「乙」という。）とは、令和3年度（2021年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に委託する業務の内容は、別紙令和3年度（2021年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託料単価）

第3条 甲が乙に支払う委託業務に係る単価は次のとおりとする。

バス2台の合計費用の1日当たりの金額

金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という）は、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約を締結するときに、契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第1項の契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

第5条契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約により生ずる義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様に不適合の場合の措置）

第8条 甲は、乙の実施した業務が仕様書に適合していないと認めたときは、乙に対し、

業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第9条 乙は業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第10条 甲は、第3条の委託料に1ヶ月の運行日数を乗じて算出した額を毎月乙に支払うものとする。

ただし、天候その他の理由で運行しなかった路線があった場合には、別紙単価表の内訳に基づき、運行しなかった路線分を減じた額を支払うものとする。

- 2 乙は、毎月の運行業務を完了したときは、遅滞なく月間運行実施報告書（以下「実施報告書」という）を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による実施報告書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく第1項に規定する額を請求額とした支払請求書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに当該支払請求額を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、委託料を前条第4項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力

団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、1日当たりの2台合計金額に年間運行予定日数を乗じた金額（以下「年間支払予定額」という）の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第13条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（賠償の予約）

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、年間支払予定額の100分の20に相当する金額を支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第12条第2項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

2 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙は前2項の規定を順守しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、その金額については、甲、乙協議のうえ決定する。

（従業者の事故）

第16条 業務の実施に関して生じた乙の従業者の事故については、甲は、その責めを負わないものとする。

（報告及び調査）

第17条 甲は、委託期間中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(疑義等の解決)

第18条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和3年(2021年) ○月 ○日

甲 熊本県
契約担当者
宇城市松橋町松橋308-1
熊本県立松橋西支援学校長 藤田 泰資 印

乙 住所
○○ ○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

別表 単価表 (第10条)

	1日当たりの単価 (消費税及び地方消費税10%込)
2路線合計単価	〇〇, 〇〇〇円

(2路線合計単価の内訳)

千丁線	〇〇, 〇〇〇円
城南線	〇〇, 〇〇〇円

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、

甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1：「甲」は熊本県を、「乙」は受託者を指す。